

保護者のみなさま

福岡市こども未来局子育て支援部指導監査課長
福岡市こども未来局子育て支援部運営支援課長

認可保育所等における台風等に伴う臨時休園の基準について（通知）

日頃から、本市の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、台風等の自然災害の状況を踏まえ、お子様と保護者の安全及び保育所勤務の職員の安全を考え、認可保育所等（以下「保育園」といいます。）における臨時休園の基準を下記のとおり定めております。

なお、臨時休園前であっても、大規模な自然災害の発生が予想される場合は、保育園への安全な送迎が困難になることが想定されます。特に近年は全国的にも自然災害による甚大な被害が出ていることから、お子様と保護者の安全を最優先に考え、台風等の災害時においては、出来る限り家庭保育をお願いいたします。

記

1 保育園の臨時休園基準

開園前(午前5時の時点)に下記(1)～(3)のいずれかに該当する場合は**休園**となります。

開園中(午前7時～)に下記(1)～(3)のいずれかに該当する場合は保育園から**お迎えを依頼**し、すべての児童の降園後に**休園**となります。

(1) 福岡市からの避難情報発令時の対応

避難情報	保育園の対応
避難指示以上	休園 ※避難指示が発令された地域に所在する保育園が休園対象

※高齢者等避難指示の段階では開園となりますが、高齢者等避難指示が発令された地域に所在する保育園の状況によっては、早めのお迎えをお願いすることがあります。

(2) 気象庁からの警報発表時の対応

警報情報	保育園の対応
レベル5大雨特別警報 レベル5土砂災害特別警報 レベル5氾濫特別警報 暴風特別警報	市内一斉休園

(3) 公共交通機関の運休時の対応

状況	保育園の対応
公共交通機関のいずれかが運休	開園 ※保育士の確保が困難な場合は、各園の判断で家庭保育のご協力をお願いすることがあります。
JR・西鉄電車・地下鉄の市内の路線すべてが運休	市内一斉休園

(4) 保育園再開の目安について

上記(1)～(3)の臨時休園基準を満たさなくなった時点から保育園において、職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を確認し、安全に保育ができる環境を確認したうえで、保育提供の体制が整い次第、保育園から保護者へその旨を通知し順次開園いたします。

(5) 保育料について

臨時休園時の保育料減免の取り扱いはございません。

2 臨時休園の周知方法について

当日の朝5時以降に各園から保護者の方にメール等でお知らせします。

※各園によって連絡方法が異なりますので、各園からのお知らせにてご確認ください。

3 災害時における代替保育の提供について

預入先の保育園が休園した場合、防災業務や医療従事者など、保護者全員が災害対応等に従事する児童については、公立保育所7カ所で受け入れ(代替保育)いたします。代替保育を利用するためには、事前登録が必要です。詳細は下記HPにてご確認ください。



ふくおか子ども情報「災害時における代替保育」

<https://kodomo.city.fukuoka.lg.jp/info/2604/>

【お問い合わせ先】

(休園基準に関すること)

福岡市子ども未来局指導監査課

TEL : 711-4262 FAX : 733-5718

(保育料・災害時の代替保育に関すること)

福岡市子ども未来局運営支援課

TEL : 711-4245 FAX : 733-5718